

2009年12月4日

金融担当大臣 亀井 静香 殿

全国金融労働組合連合会  
中央執行委員長 松木 静雄

### 中小企業金融円滑化など当面の金融行政に対する要請

アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機・経済危機は、一部で持ち直しの動きが見られるものの、多くの中小企業はいまだに厳しい状況におかれており、今こそ金融機関がその社会的役割を発揮することが求められています。

政府も、中小企業から申込みがあった場合、金融機関が「貸付条件の変更等」に努めるよう諸対策をすすめられています。それらを実効あるものにするためには、金融行政の見直しが必要です。これまでの「自己資本比率規制」や「不良債権」の定義や引当などの見直しが求められていると考えます。

また、「貯蓄から投資へ」の流れをつくろうとするこれまでの政府の施策の中で、地域金融機関での投資信託や変額個人年金保険など金融リスク商品の販売も増えていますが、これは地域のお金を地域に還元するという、地域金融機関としての本来の役割を低下させるものです。

つきましては、中小企業金融円滑化などのため、次の通り要請いたします。

#### 記

1. 中小企業金融円滑化のため、「検査マニュアル」や「監督指針」を見直すこと。
2. 金融機能強化法による資本注入に伴う「経営強化計画」において、貸金・一時金引き下げや人員削減など労働条件に関わる事項は、事前に労使協議が行われているか確認すること。
3. 銀行や信金・信組での投資信託・保険商品の販売の多くは預金を振り替えるなど、金融仲介機能を弱めるものであり、利用者の利便性ということであれば、「品揃い商品」扱いとし、勧誘による販売の規制（不招請勧誘の禁止）を検討すること。また、金融リスク商品の販売に当たっては、無理な勧誘につながる従業員への目標（ノルマ）はやめさせること。

以 上